



あい社会保険労務士法人

〒706-0024

岡山県玉野市御崎2丁目3番13号

TEL: 0863-81-5634

FAX: 0863-33-3896

e-mail: ksato@aisr.or.jp

ホームページ: <http://aisr.or.jp>

新年明けましておめでとうございます。

平成27年1月1日より法人化し、「あい社会保険労務士法人」となりました。

人と人をあいで繋ぎ、人と企業をあいで繋ぐ、人を大切にする社労士法人として、皆様のお役にたてるよう、より一層頑張っていく所存です。今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

「メンタルヘルス」に対する取組みの最新実態

◆上場企業 2,424 社が回答

公益財団法人日本生産性本部の「メンタル・ヘルス研究所」が、「メンタルヘルスの取組み」に関する企業アンケート調査の結果を取りまとめました。

◆「心の病」の増減傾向と年齢層

最近3年間の「心の病」が「増加傾向」と回答した企業は29.2%（前回調査比8.4%減）、「横ばい」と回答した企業は58.0%（同6.6%増）でした。

過去8年間の結果と比べると「増加傾向」の割合は減少してきているものの、「減少傾向」にまで至っている企業は10%に満たず、高止まりとなっています。

また、「心の病」にかかる年齢層では、一番多い30代が38.8%（同3.9%増）、40代が32.4%（同3.8%減）となっており、両世代にまたがる課題となっています。

さらに、10~20代の割合は18.4%（同0.4%減）ですが、対象人数が少ないことを考慮すると高率であり、「心の病」を課題とする世代は広がっている傾向にあります。

◆組織風土と「心の病」の関係

「心の病」が「増加傾向」の組織では、「個人で仕事をする機会が増えた」につ

いて、肯定率が52.1%となったほか、「職場での助け合いが少なくなった」については同49.3%、「職場でのコミュニケーションが減った」については同58.9%となりました。

◆「改正労働安全衛生法」への対応

労働安全衛生法の改正により、従業員のストレスチェックが義務化されます（2015年12月）。

今後は、これへの対応についても十分に検討し、メンタルヘルス対策を講じていかなければなりません。

1月から「高額療養費」の自己負担限度額が変更されます

◆医療費が高額になったら…

怪我や病気がひどく、医療費が高額になってしまった場合、申請により一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が後から払い戻される健康保険の制度が、「高額療養費制度」です。

また、事前に医療費が高額になることがわかる場合には、「限度額適用認定証」というものを提示して、支払時に減免された額だけ支払えば済む方法もあります。

◆制度のポイント

払い戻しは、病院等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の審査を経て



行われますので、診療月から3カ月以上はかかるのが通常です。また、申請時には病院等の領収書が必要になります。申請書の提出先は、全国健康保険協会または加入している健康保険組合です。

なお、他の家族（被扶養者）が同じ月に病気やけがをして医療機関にかかった場合や、1人が複数の医療機関で受診した場合などは、自己負担額を世帯で合算することができますので、確認するとよいでしょう。

さらに、高額療養費を受けた月が、直近12カ月間に3回以上あったときは、4回目からは自己負担限度額が低減されます（多数回該当の制度）ので、その点も確認しておきましょう。

◆自己負担限度額の見直し

これまで70歳未満の被保険者等に係る自己負担限度額については、所得区分が3段階に分かれていましたが、今般この区分が5段階に細分化されます（平成27年1月診療分より）。

【70歳未満の人の区分】

- (1) 標準報酬月額 83万円以上
 $252,600 \text{ 円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$
[多数回該当：140,100円]
- (2) 標準報酬月額 53万円以上 83万円未満
 $167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$
[多数回該当：93,000円]
- (3) 標準報酬月額 28万円以上 53万円未満
 $80,100 \text{ 円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$
[多数回該当：44,400円]
- (4) 標準報酬月額 28万円未満
57,600円 [多数回該当：44,400円]
- (5) 市町村民税が非課税
35,400円 [多数回該当：24,600円]

労働者による「ブラック企業」の認識にみる今後の労務管理の方向性

◆「ブラック企業」は依然重要なキーワード
一時は毎日のようにメディア等で目に

したキーワードですが、最近はそうしたことも少なくなくなり、一時期の流行は去った感を持っている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、日本労働組合総連合会（連合）が行った調査で、4人に1人が「勤務先はブラック企業である」と感じており、特に20代ではこの割合が3人に1人となることがわかりました。

「ブラック企業」は、まだまだ関心が高いキーワードであることが窺えます。

◆「ブラック認定」されるポイントは？

同調査は、それぞれの労働者が「自分の勤務先がブラック企業であると考えているかどうか」を問うものであり、客観的な指標をもとにブラック認定を行うものではありませんが、ハラスメントの考え方と同様、労働者個々が「勤務先がブラック企業である」と考えているというのは、「ブラック企業のような働き方をされている」と感じているということであり、働き方等を考えるうえで大きなポイントとなります。

この点、同調査によると、勤務先がブラック企業だと思う理由の上位は「長時間労働が当たり前」、「仕事に見合わない低賃金」、「有給休暇が取得できない」、「サービス残業が当たり前になっている」…等となっています。労務トラブルの発生を防ぐという観点からは、これらの要因をいかになくしていくかが検討されるべきです。

◆転職先探しでも重視される「ブラック企業」

また、転職意向がある人に転職先を探す場合に重視するポイントを尋ねたところ、3人に1人は「ブラック企業などの悪い噂（がないか）」を重視すると回答しています。

人材不足時代にあって、採用活動が成功するかどうかは「ブラック企業と認識されていないこと」が重要なポイントとなってくるとも言えそうです。



トラック運送業等に対する労働行政による監督指導の実態

◆ 8割超が労働基準関係法令違反

厚生労働省から、全国の労働基準監督機関（労働局、労働基準監督署等）がトラックやバス、タクシー等の自動車運転者を使用する事業場に対して行った平成25年の監督指導、送検の状況が発表されました。

監督実施事業場数は4,279件で、そのうち労働基準関係法令違反の割合が82.1%（3,513件）、改善基準告示違反の割合は58.7%（2,510件）となっています。

◆ 違反事項のトップは「労働時間」

主な違反事項としては、「労働時間」が56.6%と最も多く、「割増賃金」（24.5%）、「休日」（4.7%）と続いています。

主な改善基準告示の違反事項としては、「最大拘束時間」（47%）が最も多く、以下、「総拘束時間」（36.3%）、「休息期間」（32.7%）、「連続運転時間」（25.6%）、「最大運転時間」（15.1%）となっています。また、重大または悪質な違反により送検された件数は69件に上ります。

◆ 適正な労働条件の確保に向けた取組み

厚生労働省では、自動車運転者は長時間労働の傾向が強く、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種であることから、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、法令の周知啓発に努めるとともに、問題があると思われる事業場については監督指導を行うとしています。

◆ 改善基準告示の規定内容

改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）は、トラック、バス、タクシー等の自動車運転者につい

て、労働時間等の労働条件の向上を図るため、平成元年に大臣告示として制定されたもので、次のように規定されています。

- 総拘束時間…トラック：原則 1 カ月 293 時間、バス：原則 4 週間平均で 1 週間 65 時間、タクシー：原則 1 カ月 299 時間
- 最大拘束時間…原則 1 日 16 時間（ただし 1 日の原則拘束時間は 13 時間）
- 休息期間…原則、継続 8 時間以上
- 最大運転時間…トラック：原則、2 日平均で 1 日 9 時間、2 週間平均で 1 週 44 時間、バス：原則、2 日平均で 1 日 9 時間、4 週間平均で 1 週間 40 時間
- 連続運転時間…トラック、バスは 4 時間以内
- 休日労働…トラック、タクシーは 2 週間に 1 回以内、かつ、1 カ月の拘束時間および最大拘束時間の範囲内。バスは 2 週間に 1 回以内、かつ、4 週間の拘束時間および最大拘束時間の範囲内